

良縁システム使用契約書

システム使用者 株式会社 Martial Arts 代表取締役社長 長谷川 光（以下甲とします）と 株式会社デンファレ（以下乙とします）との間に於いて、次の通り契約を締結致します。

- 第1条 乙は甲の良縁システム使用に関して各会員、各結婚相談所（支部）間での情報の共有を承諾するものとする。（個人契約は免許証コピー、法人契約は免許証コピーと謄本写しを要する）
- 第2条 甲は別紙良縁会・規約に同意・遵守する。
- 第3条 甲は乙の提供する資料、提携各社の各種商品を乙の定めた基準（ガイドライン）で活用できる。
- 第4条 甲は乙の提供する、ネットクラブ利用規約同意の上使用する事ができる。
- 第5条 甲と乙とは、各々独立した経営形態であり、且つ雇用関係はないものと致します。
- 第6条 甲に所属する会員への全ての責任は甲にあるものと致します。
- 第7条 甲の会員の入会金、月会費及び成婚料等については甲が自由に設定できる。但し、それらは社会の常識の範囲として下さい。
- 第8条 甲が休業、廃業する場合は甲の所属会員より発生した入会金、月会費等については甲とその所属会員と相互で清算するものとし、乙には入会金及び月会費等について責任がないものとします。甲は会員及び他のアドバイザー間の金銭・諸問題に関して自己責任に於いて行う。
- 第9条 システム使用条件は次の通りと致します。

初期費用（消費税別）	月額システム利用料（消費税別）
100,000円	10,000円

初回会員登録料：1,000円（消費税別）

会員登録数 従量課金制：500円/月（消費税別）

月使用料の入金がない場合、乙は甲の承諾なしにサービスを中止することができます。

休会費用：1,500円/月（消費税別）

契約締結後は、初期費用及び経過した月額費用の返金には応じることはできないものとする。

- 第10条 甲は自由に本契約を解約することができます。その際は3ヶ月前に乙に書面にて申し出る。尚、第三者に譲渡、名義変更及びデータのコピーは不可。
- 第11条 甲が結婚相談所として社会的責任に反する行為、第2条に違反した行為、会員や他の支部の信用を失墜させ乙の勧告にもかかわらず改善がみられない場合に乙は、本契約を解約することができます。良縁会規約第10条の禁止事項、及びシステムの良縁会以外での使用は厳禁、発覚時には800,000円（消費税別）の違約金を乙に支払う。
- 第12条 甲と他の支部とのトラブルは、当事者相互で解決を図り乙には責任がないものとします。
- 第13条 本契約事項に該当しない事態が発生した場合は、甲乙協議のうえ解決するよう努力する。又、諸物価及び増会員の変動により各料金の改定もあります。
- 第14条 本契約の有効期限は1年とし、甲乙異議のないときは、自動的に更新するものと致します。更新にあたって更新料は必要ないものと致します。
- 第15条 甲は社会的責任を自覚し、営利目的だけでなく社会に貢献するように努力し誠実に業務を遂行して下さい。

甲 システム使用者

契約者名 株式会社 Martial Arts 代表取締役社長 長谷川 光
住 所 〒165-0023 東京都中野区江原町3丁目34-1 HBビル2F
TEL 03-6908-2680 / Email h.hasegawa@martialarts.co.jp

甲署名

長谷川 光

乙 システム提供者

会社名 株式会社デンファレ 良縁会事務局
住 所 愛知県名古屋市中区富士見町13-22 ファミール富士見オフィス棟2F
TEL 052-339-0026 / FAX 052-323-3299 / Email kaigyou@052e.com



[開業後のサポートについて]

システム操作・お合い時の注意点・流れ、書類の使用方法など
営業時間内（月～金 9:00～17:00）都度、電話・メールにて質問相談をサポートいたします。

[仲人研修について]

参加費用は無料となります。（スタッフを含み、再受講を希望する場合は有料）
毎月第2 金曜日にオンライン開催：10:00～16:30
※何名でも参加できますが、同じ日程で参加できるよう調整していただきます。

[初期費用の内訳について]

良縁システム初期費用	800,000 円
キャンペーン割引	-700,000 円
初期費用合計	100,000 円

※全て消費税別で記載

[初期費用のお支払いについて]

請求書発行から2 週間以内に入金無き場合は、本書記載の契約条件は無効となります

[月額システム利用料について]

10,000 円（消費税別）の請求開始月：2025 年 11 月まで無料、2025 年 12 月分から請求開始します。

[契約条件の有効期限]

本契約書の有効期限：本書面発行から2 週間以内の捺印を期限といたします。「2025 年 10 月 20 日まで」
捺印後の有効期限：捺印から1 か月間を有効期限といたします。

※上記期間を過ぎた場合、提示させていただいた契約条件は無効となります。